

令和8年4月

子育て世帯向（定期利用）住宅の入居登録者募集

3人世帯以上用

長崎六丁目アパート3号棟(長崎6-3-3) 3DK:1戸

ライブピア長崎A棟(長崎5-27-5) 2LDK:1戸

高松三丁目第二アパート1号棟(高松3-12-8) 3DK:1戸

○この募集は、子育て世帯向（定期利用住宅）の入居者を定めるためのものです。補欠の方は当選者の方が辞退した場合にあっせんされます。

当選者が辞退しない場合にはあっせんできません。あらかじめご了承ください。

○申し込みには、所得に制限があり一定の資格が必要です。

重要:5、6ページの入居資格をご確認ください。

募集期間

令和8年4月1日(水)～4月26日(日)

最終4月26日(日)の申込受付時間は23時59分までとなります。

申込方法 (1) 電子申請で受け付けます。 **2ページ下部のURLよりご申請ください。**

(2) 上記より必要項目を入力し、申請してください。

(3) **必ずEメールアドレスをご記載ください。** ※SMS(ショートメッセージサービス)は不可
抽選番号や当選結果はEメールでお知らせいたします。

「A0029452@city.toshima.lg.jp」「@logoform.jp」からのメールを受信できるようにしておいでください。(迷惑メールフォルダに入る場合があります。)

メールが届かない場合は無効になる場合があります。メール送信予定日以降に届かない場合はお問合せ下さい。

ご注意 (1)申込は1世帯につき1通1団地です。同一人の氏名による重複の申込みや、虚偽の申込みをした場合は無効となります。

(2)この募集は**一般世帯および単身者は申込みできません。**

(3)他の募集(公的住宅含む)で、すでに審査に合格されている方は、原則として申し込めません。

(4)申込期間に同居している親族との申込が原則です。(現在の世帯を分けての申込みはできません。)

(5)申込者本人が豊島区内に住んでいて、そのことが住民票で確認できることが必要です。

抽選日 令和8年5月14日(木)午前9時30分～

区役所本庁舎4階子ども家庭部・福祉部会議室(子育て支援課前)

☆抽選番号の通知は令和8年5月8日(金)頃発信します。

☆抽選結果の通知は令和8年5月20日(水)頃発信します。

☆当日は会場においでにならなくてもさしつかえありません。**(当選落選に影響しません)**

●子育て世帯向（定期利用住宅）

(1) 定期利用住宅は、**原則 10 年の期限付きで入居**できる、子育てしやすい設備に改修した区営住宅です。

(2) 一般区営住宅の入居資格①～⑤のすべてに当てはまる必要があります。

- ①区内に 1 年以上居住していること
- ②同居親族がいること
- ③世帯の所得が基準内であること
- ④住宅に困っていること
- ⑤申請者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

(3) (2) の他世帯構成及び年齢の両方に以下の資格要件があります。

- ・**世帯構成**：「夫婦と子」又は「ひとり親と子」のいずれかであること。
- ・**年齢**：「夫婦」又は「ひとり親」は40歳未満で、子は1名以上が 12 歳未満
又は 12 歳以後の最初の 3 月 31 日までの間にあること。

※「夫婦」には「申請者とそのパートナー」を含みます。

※入居から 10 年経過した時点で 18 歳未満の子がいる場合は、1 回に限り最年少の子が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までと 10 年のどちらか短い方まで入居が延長（再承認）可能です。

上記により延長（再承認）された世帯で、その子が転出又は死亡した場合は転出又は死亡した日が入居期限となります。

入居年数と子の年齢関係

想定 ケース	入居年数																				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
①	0歳									10歳								18歳			
②	12歳									22歳											
③	1子	0歳								10歳											20歳
	2子							0歳		4歳											14歳

電子申請申込先URL



(パソコン向け)

<https://logoform.jp/form/gXWR/1412216>

住宅名	長崎六丁目アパート3号棟
所在地	豊島区长崎6-3-3 西武池袋線東長崎駅 徒歩8分程度 東京メトロ有楽町線千川駅徒歩16分程度
あっせん予定	3人以上世帯用:1戸
間取り	3DK (約62.8㎡)1階
その他	エレベーター無

住宅名	ライブピア長崎A棟
所在地	豊島区长崎5-27-5 西武池袋線東長崎駅 徒歩11分程度 東京メトロ有楽町線千川駅徒歩12分程度
あっせん予定	3人以上世帯用:1戸
間取り	2LDK (約61.7㎡)1階
その他	エレベーター無

住宅名	高松三丁目第二アパート
所在地	豊島区高松3-12-8 東京メトロ有楽町線要町駅徒歩15分程度 東京メトロ有楽町線千川駅徒歩15分程度
あっせん予定	3人以上世帯用:1戸
間取り	3DK (約63.2㎡)1階
その他	エレベーター無

区営住宅の使用料の決定

- ・区営住宅の使用料は、世帯の所得・住宅のある地域・住宅の広さ・建築年数等によって決められています。
- ・使用料決定に関する国の基準が改正された場合は、使用料が変更になることがあります。
- ・住宅使用料は毎年収入報告書を提出していただき、それに基づき翌年4月以降の使用料を決定します。
- ・所得が一定基準以下の世帯は、申請により使用料を減額する制度があります。

次の事項についてはあらかじめご承知おきください。

- ・住宅によっては、共益費が300～3,700円程度かかります。
- ・住宅使用料は毎年「収入報告書」を提出していただき、それに基づき決定します。
- ・所得が一定基準以下の世帯は、申請により使用料を減額する制度があります。
- ・建物の構造上、共同生活であることを十分にご理解の上で生活していただきます。
- ・住宅を居住以外の目的(事務所・教室等)に使用することはできません。
- ・ペットや動物の飼育は禁止です。
- ・火災防止のため、ストーブ(灯油・石油・ガス・電気など)の使用は禁止です。
- ・バルコニーや廊下等の共用部分には物は置けません。また、バルコニーは火災等の緊急時に備え、隣住戸への避難口または上下階へのハッチ等が設置されているため、その妨げとなる物は置かないでください。
- ・各居室は原則照明器具、エアコンは取り付けておりません。
- ・自転車置き場は原則1世帯あたり2台のみのスペースとなります。
- ・退去にあたっては、住戸を入居時の原状と同様にしていただきます。(原状回復工事の実施)

●申し込みから入居まで

募集期間	令和8年4月1日(水)~4月26日(日) 電子申請は4月26日23時59分までに到着したものが有効です。
(申請書確認)	区の職員が電話等により、申請書の内容を確認させていただく場合があります。
抽選番号の通知	令和8年5月8日(金)頃送信予定。(Eメール)
公開抽選	令和8年5月14日(木)午前9時30分より 区役所本庁舎4階 子ども家庭部・福祉部会議室(子育て支援課前) ※来場された申込者の立会いのもと行いますが、当日会場においてになられなくてもさしつかえありません。 <u>(当選落選には影響しません)</u>
抽選結果の通知	令和8年5月20日(水)頃Eメールで送信予定。 抽選会終了後、区ホームページに掲示(翌日)及びくらし・居住支援課(区役所本庁舎4階)窓口で配布します。 ※抽選結果の電話での問い合わせはご遠慮ください。
入居資格審査	当選者には審査に必要な書類を提出していただき審査します 審査に合格しないと入居できません。 ※入居審査時には5ページの入居資格を備えていることが必要です。
合格の場合	
入居手続き 入居	手続には、請書及び住宅使用料の2か月分の保証金が必要です。 入居可能日から15日以内に入居していただきます。

●入居資格

申込みできる方は、申込日現在次の①～⑤のすべてにあてはまる必要があります。

特に②(4)にご注意ください。

①豊島区内に1年以上居住していること

- ・申込者本人が、令和7年4月27日以前から申込の日まで引き続き1年以上豊島区に住んでいて、そのことが住民票で確認できること。
- ・外国人については、中長期在留者で、上記の他に申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票で確認できること。

②同居親族がいること

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申し込むことが原則です。

世帯を分けてのお申し込みは原則できません。

(1)現在別に住んでいる方と一緒に申し込む場合は、次のいずれかにあてはまること。

(ア)婚約者(入居手続のときまでに婚姻できること)

(イ)事実上親族関係と同様の事情にある者(入居手続のときまでにパートナーシップ・ファミリーシップの届出が受理されていること)

(ウ)申込日現在、税法上の扶養関係にあること。

(エ)独立して生計を営む2親等内直系血族(申込者の父母、子)または2親等内直系姻族(配偶者の子、申込者の子)であること。ただし、入居しようとする世帯が8ページの心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とする。

(2)内縁関係の場合、住民票の続柄の記載が「未届の夫(または妻)」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

(3)次の例のように家族を分離しての申込みはできません。

(ア)夫婦が別居する申込み

(イ)結婚、転勤、就職、独立(経済的に自立していること)等の理由がなく、現に同居している親族を
除いた申込み

※申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません(出生、死亡の場合を除く)。

(4)世帯構成及び年齢の両方に以下の資格要件があります。

・世帯構成:「夫婦と子」又は「ひとり親と子」のいずれかであること。

・年齢:「夫婦」又は「ひとり親」は40歳未満で、子は1名以上が12歳未満
又は12歳以後の最初の3月31日までの間にあること。

※「夫婦」には「申請者とそのパートナー」を含みます。

③住宅に困っていること

- ・原則として、自家所有者(住宅または土地の所有者)、公的な住宅(UR賃貸住宅・公社住宅・都営住宅等)の入居者は申し込めません。

④所得が定められた基準以下であること(8ページ参照)

・あなたの世帯の家族数、所得金額を別紙の所得基準表にあてはめて確認してください。

※注意 所得基準・申し込み資格などを間違えた申込は失格となります。

⑤申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

・ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照合する場合があります。

◎入居登録者について

抽選により入居登録者を決定します。入居登録者については、当選者の方から住宅をあっせんします。補欠の方は上位の方が辞退した場合にあっせんします。

その後入居資格審査を行い、合格すると入居できます。入居手続きには、住宅使用料の2か月分の保証金と請書の提出が必要です。

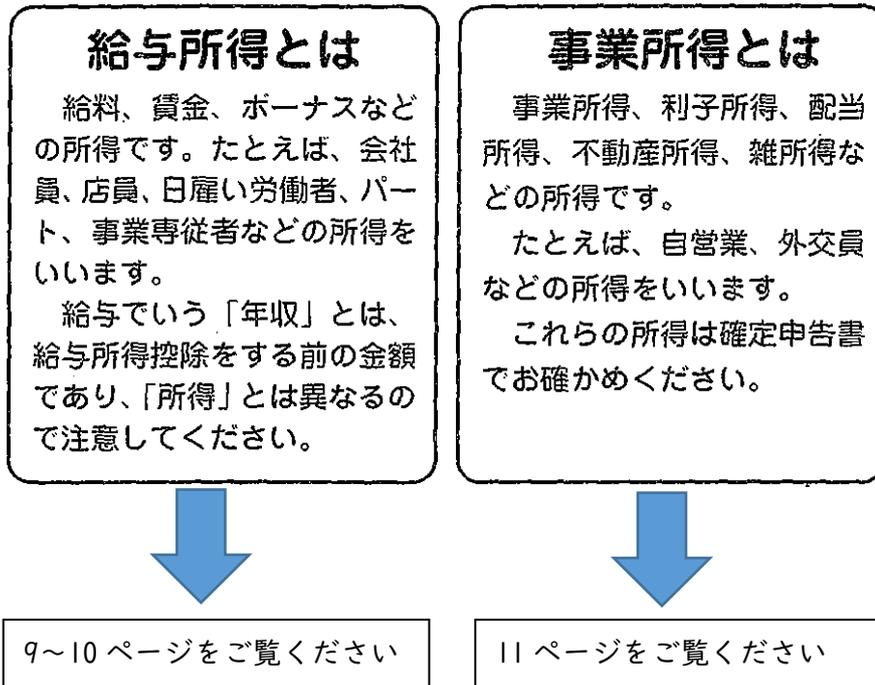
◎入居登録者の資格について

入居登録者となった方の資格期間は令和9年5月13日までとなります。

補欠の方は当選者が辞退しない場合にはあっせんできません。 あっせんできるあき家が発生しない場合には通知はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

●所得金額の計算方法

1. まず所得の種類を確かめましょう



☆所得としないもの

① 次の収入は0円とし、所得となりません。

仕送り、増加恩給(これに併給される普通恩給を含む)、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。

② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は0円とします。(ただし人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要です。)

③ 現在は収入があっても、申込日以降、令和8年5月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職年月日を記入のうえ0円とすることができます。(ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録を抹消された日が退職年月日となります。)

2. 家族全員の所得の合計はいくらですか？

所得基準表は申込日現在の、家族全員の「所得金額の合計」でみます。

収入のある人の名前	(所得金額) - [12 ページ下表②の特別控除金額]
	() - ()
	() - ()
	() - ()
合 計	

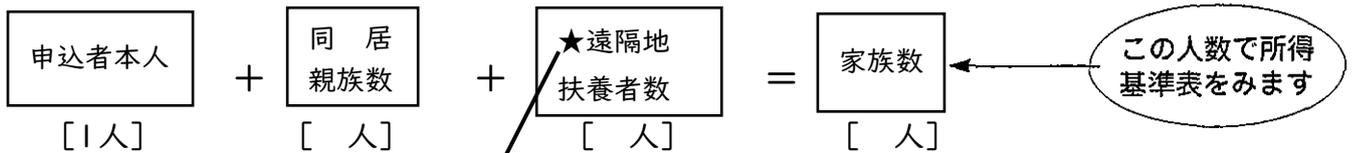
☆特別控除金額
所得金額から差し引いてください。
詳しくは12ページをご覧ください。

12 ページの上表①
の特別控除金額

あなたの家族の
所得金額

3. 家族は何人ですか？

①所得基準表の家族数とは



出産する予定であっても申込みのとき生まれていなければ、その胎児は家族数には含まれません。



★遠隔地扶養者数とは
区営住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数をいいます。たとえば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。

②申込みの際の世帯の人数とは

実際に住宅に入ろうとする人数のことであり、遠隔地扶養者数を含みません。

4. 所得基準表

あなたの世帯の家族数、所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

※家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

家族数	所得金額(*)	
	一般区分	特別区分
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円
6人	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円

*所得区分については、下の要件のいずれかに当てはまる世帯は特別区分を適用します。

下の要件のいずれも当てはまらない世帯は一般区分を適用します。

①心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族が次のいずれかに当てはまること。

ア身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者

イ重度または中度の知的障害者(愛の手帳の場合は総合判定で1～3度)

ウ精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。)

エ戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

②60歳以上の世帯

申込者本人が60歳以上(昭和41年4月27日以前の生まれ)かつ、同居親族全員が60歳以上であること。

③原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書(被爆者健康手帳ではありません)の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

④海外からの引揚者を含む世帯

申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人(厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること)。

⑤ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所長等の証明書で証明できること。

⑥高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。

●給与所得の方(会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等)

①現在の勤め先へ就職した日が、令和7年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別
収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入計	賞与計

次の(1)(2)(3)からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

(1) 就職した日が令和7年1月2日～令和7年3月31日までの方
[令和7年3月から令和8年2月までの合計となります。]

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が令和7年4月1日以降の方
(就職した翌月から令和8年3月までの収入計を、
収入のあった月数で割り、それを12倍します。
それに、その間の賞与を加えます。)

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給
されていない方
(基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給)
される固定的給与を12倍してください。

$$\boxed{\text{固定的給与}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

申込書の
年間所得金額欄

年間所得金額
円

10 ページ下表
で計算した所得金額を記入
してください。

年間総収入額

- ※ 病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。
- ※ 2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのちに所得金額に換算してください。

②現在の勤め先へ就職した日が、令和7年1月1日以前の方

《源泉徴収票の方》

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

年間総収入額

申込書の
年間所得金額欄

年間所得金額	円
--------	---

●この金額が所得金額です。

《源泉徴収票のでない方》

令和7年1月から令和7年12月までの税込支払額を合計した金額が年間総収入額となります。次に下段の計算式で年間総収入額を所得金外に換算します。

※病気等により、1カ月以上収入のない月がある場合、その月を除いて推定計算してください。

※2カ所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

◎年間総収入額を所得金額に換算します

12カ月分の収入額	税法上の所得金額		区営住宅の所得金額
651,000円未満の方	0円		0円
651,000円以上 1,900,000円未満	12か月分の収入額－650,000円		税法上の所得金額 －100,000円
1,900,000円以上 3,604,000円未満	●つぎのとおり、12か月分の収入額を 端数処理します。 12か月分の収入額 ÷ 4 = A → Aの1,000円未満を切り捨てた額 = B → Bを右の計算式にあてはめてください	B × 2.8 - 80,000円	税法上の所得金額 －100,000円
3,604,000円以上 6,600,000円未満		B × 3.2 - 440,000円	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	12か月分の収入額 × 0.9 - 1,100,000円		

※「区営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、「0円」としてください。

●事業所得の方（自営業・外交員等）

①現在の仕事を始めた日が、令和7年1月1日以前の方

(1) 確定申告をしている方

令和 07 年分の所得税の確定申告書B

〈第一表〉

所得金額	事業等	①	
	業	②	
	不	③	
	利	④	
	配	⑤	
	給与	⑥	
	雑	⑦	
	総合譲渡・一時 ⑦+[(⑨+⑩)×1/2]	⑧	
	合	⑨	

〈第二表〉

○ 事業従事者に関する事項

事業専従者の氏名	日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
			⑩ 専従者給与(控除)額の合計額

申込書の
年間所得金額欄

年間所得金額	円
--------	---

●この金額から⑧（総合譲渡・一時所得）を差し引いた金額が所得金額となります。

※配偶者や子どもを事業専従者としている場合、この事業専従者の所得を10ページ下部の計算式で所得に換算して申込書の年間所得金額欄に記入してください。

(2) 確定申告していない方 令和7年1月から令和7年12月までの所得金額の合計となります。

②現在の仕事を始めた日が、令和7年1月2日以降の方

現在の仕事を始めたときからの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

○ 次の(1)(2)からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

(1) 現在の仕事を始めた日が令和7年1月2日~令和7年3月31日までの方
(令和7年3月から令和8年3月までの合計となります。)

推定所得金額

(2) 現在の仕事を始めた日が令和7年4月1日以降の方
(現在の仕事を始めた翌月から令和8年4月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。)

所得合計金額

営業した月数

×12=

推定所得金額

申込書の
年間所得金額欄

年間所得金額	円
--------	---

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

●特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
㉞老人扶養控除	1人につき10万円	所得税法上の扶養親族で70歳以上の人	㉞の特別障害者控除を受けられる人は、㉞の障害者控除を合わせて受けることはできません。
㉟特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養親族で16歳以上23歳未満の人	
㊱障害者控除	1人につき27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	
㊲特別障害者控除	1人につき40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	

①の特別控除金額の合計 万円 7 ページ の特別控除金額へ

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得から差し引くもの

（申込者が対象です。）ただし、その人の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同等のみ差し引きます。
ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	

②の特別控除金額 万円 それぞれ7 ページ の特別控除金額へ

※表中の16歳以上23歳未満の人とは平成15年4月3日～平成22年4月27日生まれの人

※表中の65歳以上の人とは昭和36年4月28日以前生まれの人

※表中の70歳以上の人とは昭和31年4月28日以前の生まれの人

※「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方、婚約者およびパートナーがいない場合をいいます。